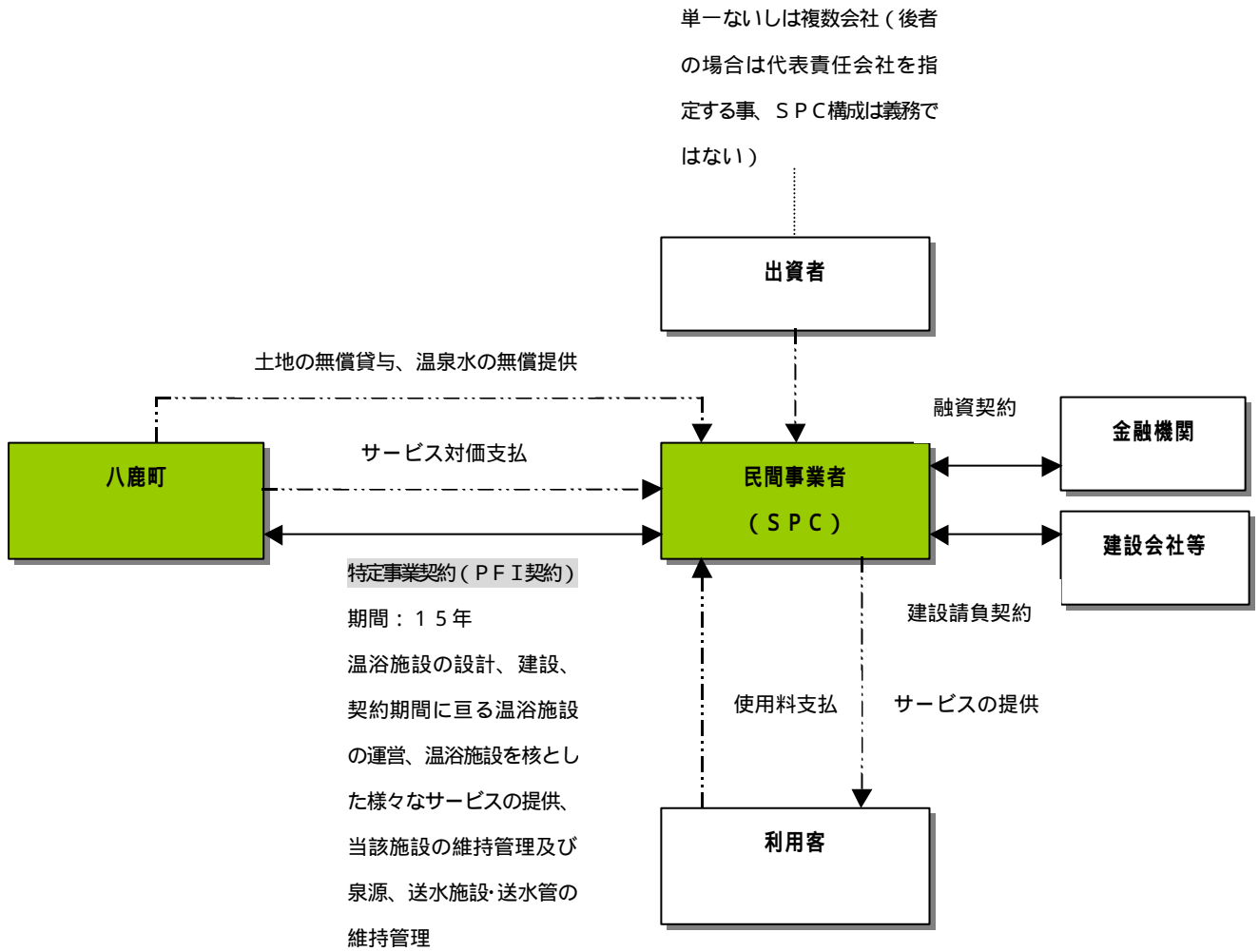


<資料 3>

とがやま温泉施設整備事業スキーム



当該施設は完工後、八鹿町に対し無償譲渡、この対価として民間事業者に対し契約期間に亘り施設運営権を付与する（BTO）か、契約期間に亘り民間事業者が当該施設を保持・所有し、契約期間終了時点で残存簿価にて八鹿町が買い取る（BOT）スキームのいずれかを採用する。

施設の公益性に鑑み、施設使用料単価のあり方は特定事業契約の中でこれを取り決める。民間事業者によるサービスの質・内容・性格を考慮し、八鹿町は予め契約に定められた手法に基づき別途、一定のサービス対価を支払う。八鹿町によるサービス対価支払は一定の推定顧客水準を下に算出するものとし、民間事業者によるサービスの提供の質、利用者数等に基づき一定範囲で変動する形でリスク分担を考慮し、設定する。

利用者料金並びに八鹿町によるサービス対価支払の基本的な考えは公募にてこれを提示する。投資額の多寡、その内容と提案されるサービスの内容、八鹿町が提示するサービス対価に対する事業者提案による多寡を競争の対象とする。